

令和3年3月

お客様各位

## 投資信託および債券にかかる各種約款改定のお知らせ

平素より空知信用金庫をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今般の税制改正に伴い、令和3年4月からの非課税口座開設手の一本化等へ対応するため  
下記約款を改定しますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定する約款

- (1) 投信取引約款
- (2) 特定口座約款
- (3) 非課税口座約款

#### 2. 改定日

令和3年4月1日（木）

※ 改定内容については新旧対照表をご確認ください。

以 上

「投信取引約款」新旧対照表

(下線部分変更)

旧	新
<p>第2章 投資信託受益証券の保護預り取引</p> <p>7. (保護預り証券の保管方法および保管場所)</p> <p>① 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく<u>混蔵</u>して保管（以下「<u>混蔵</u>保管」といいます。）できるものとします。（以下略）</p> <p>② 上記①による<u>混蔵</u>保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p>8. (<u>混蔵</u>保管に関する同意事項)</p> <p>上記7. の規定により<u>混蔵</u>保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第3章 投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引</p> <p>25. (投資信託受益証券の保管)</p> <p>(1) この契約によって買付けられた投資信託のうち投資信託受益証券については、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と<u>混蔵</u>して保管いたします。</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までの規定により<u>混蔵</u>して保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(2020年 3月改訂)</p>	<p>第2章 投資信託受益証券の保護預り取引</p> <p>7. (保護預り証券の保管方法および保管場所)</p> <p>① 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく<u>混合</u>して保管（以下「<u>混合</u>保管」といいます。）できるものとします。（同左）</p> <p>② 上記①による<u>混合</u>保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p>8. (<u>混合</u>保管に関する同意事項)</p> <p>上記7. の規定により<u>混合</u>保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第3章 投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引</p> <p>25. (投資信託受益証券の保管)</p> <p>(1) この契約によって買付けられた投資信託のうち投資信託受益証券については、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と<u>混合</u>して保管いたします。</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までの規定により<u>混合</u>して保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(2021年 4月改訂)</p>

「特定口座約款」新旧対照表

(下線部分変更)

旧	新
<p>第2章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算および源泉徴収の特例(上場株式等保管委託契約)について</p> <p>5. 特定口座に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>③ 申込者が贈与、相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)または遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。また、特定遺贈については受遺者が相続人の場合に限り、以下同じ。)により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る遺贈者の当金庫または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座(追加)に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当金庫特定口座に移管(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)することにより受け入れるもの(当金庫が取り扱う上場株式等に限り、)。</p> <p>12. 年間取引報告書の送付</p> <p>(1) 当金庫は、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより特定口座年間取引報告書を2通作成し、翌年1月31日までに1通を申込者に交付し、1通を税務署に提出します。(追加)</p> <p>(2) (追加) (1)にかかわらず、18.に基づき本契約が終了した場合には、当金庫は、本契約が終了した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書を申込者および税務署に交付します。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>21. 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</p> <p>なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(2020年 3月改訂)</p>	<p>第2章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算および源泉徴収の特例(上場株式等保管委託契約)について</p> <p>5. 特定口座に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>③ 申込者が贈与、相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)または遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。また、特定遺贈については受遺者が相続人の場合に限り、以下同じ。)により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る遺贈者の当金庫または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座または特定口座以外の口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当金庫特定口座に移管(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)することにより受け入れるもの(当金庫が取り扱う上場株式等に限り、)。</p> <p>12. 年間取引報告書の送付</p> <p>(1) 当金庫は、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより特定口座年間取引報告書を2通作成し、翌年1月31日までに1通を申込者に交付し、1通を税務署に提出します。なお、下記18.に基づき本契約が終了した場合には、本契約が終了した日の属する月の翌月末日までに交付および提出を行います。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、その年中に上場株式等の譲渡および配当等の受入れが行われなかった場合には、特定口座年間取引報告書の申込者への交付は省略できるものとします。ただし、申込者から請求があった場合は、この限りではありません。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>21. 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</p> <p>なお、変更の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(2021年 4月改訂)</p>

「非課税口座約款」新旧対照表

(下線部分変更)

旧	新
<p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」（既に当金庫に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」を証券会社もしくは他の金融機関に提出していない場合に限り、）、「<u>非課税口座開設届出書</u>」および「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは「<u>勘定廃止通知書</u>」（既に当金庫に非課税口座を開設している場合には、「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」）をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第21項において準用する租税特別措置法（追加）第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または非課税管理勘定もしくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「<u>非課税適用確認書</u>」を併せて受領し、当金庫にて保管いたします。</p> <p>(2) 「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」について、同一の勘定設定期間に当金庫または証券会社もしくは他の金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>(3) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「<u>非課税口座廃止届出書</u>」をご提出いただくものとします。</p> <p>(4) 当金庫が「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた場</p>	<p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「<u>(削除) 非課税口座開設届出書</u>」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「<u>非課税口座開設届出書</u>」および「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」）をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または非課税管理勘定もしくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>（削除）</p> <p>(2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」が添付されている場合を除き、当金庫および証券会社もしくは他の金融機関に「<u>非課税口座開設届出書</u>」の提出をすることはできません。</p> <p>(3) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「<u>非課税口座廃止届出書</u>」をご提出いただくものとします。</p> <p>(4) 当金庫が「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた場</p>

旧	新
<p>合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(以下略)</p> <p>(5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に<u>上場株式等</u>の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(6) 当金庫は、<u>当該変更届出書</u>を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(7) <u>2017年10月1日時点で当金庫に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当金庫に個人番号の告知を行っている申込者のうち、同日前に当金庫に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかった申込者につきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、上記(1)の規定を適用します。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(同左)</p> <p>(5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に<u>株式投資信託受益権（租税特別措置法第37条の14第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）</u>の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(6) 当金庫は、<u>「金融商品取引業者等変更届出書」</u>を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(削除)</p> <p>(7) <u>申込者が当金庫に対して「非課税口座開設届出書」をご提出され、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。</u></p> <p>① <u>非課税口座に該当しないこととなった口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱います。ただし、申込者が当金庫に特定口座を開設されている場合には、その後、速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</u></p> <p>② <u>非課税口座に該当しないこととなった口座で行っていた取引により分配金の支払いがあり、当該分配金が一般口座での取引においては課税の対象であった場合には、当該分配金に対して徴収すべきであった源泉徴収税および特別徴収税については、投信取引約款に基づき指定した指定預金口座より申込者からの申し出を受けることなく引き落とさせていただきます。その際、普通預金払戻請求書等の提出はいただきませ</u></p>

旧	新
<p>3. 非課税管理勘定の設定</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる<u>投資信託株式投資信託受益権（租税特別措置法第37条の14第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）</u>の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。<u>（追加）</u>）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、<u>上記2.（1）の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間（追加）</u>においてのみ設けられます。</p> <p>(2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（<u>「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年</u>にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3の2. 累積投資勘定の設定</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。<u>（追加）</u>）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、<u>上記2.（1）の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間（追加）</u>においてのみ設けられます。</p> <p>(2) 上記(1)の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（<u>「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年</u>にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘</p>	<p>ん。</p> <p>③ <u>非課税口座に該当しないこととなった口座を利用した定時定額購入取引に係る契約の申込みがあつた場合には、申込者からの申し出を受けることなく中止の依頼があつたものとさせていただきます。</u></p> <p>3. 非課税管理勘定の設定</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる<u>投資信託</u>の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「<u>勘定設定期間内の各年</u>」<u>と</u>いいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、<u>（削除）勘定設定期間内の各年</u>においてのみ設けられます。</p> <p>(2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（<u>「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年</u>にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3の2. 累積投資勘定の設定</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「<u>勘定設定期間内の各年</u>」<u>と</u>いいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、<u>（削除）勘定設定期間内の各年</u>においてのみ設けられます。</p> <p>(2) 上記(1)の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（<u>「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年</u>にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘</p>

旧	新
<p>定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り<u>ます。</u>）のみを受け入れます。</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、<u>他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、（追加）同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託</u></p> <p>5の2. 累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、原則として、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託（租税特別措置法第37条の14第1項第2号ロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り<u>ます。</u>）のみを受け入れます。</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する投資信託</p> <p>8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知 (2) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったものであって、（以下略）</p> <p>9. 非課税管理勘定終了時の取扱い (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（上記2.（6）<u>（追加）</u>により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。</p> <p>9の2. 累積投資勘定終了時の取扱い (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は、当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします（上記2.（6）<u>（追加）</u>により廃止した累積投資勘定を除きます。）。</p>	<p>定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、<u>「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①、②に掲げるものを除きます。</u>）のみを受け入れます。</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、<u>（削除）他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、当該他年分非課税管理勘定から同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託</u></p> <p>5の2. 累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、原則として、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託（租税特別措置法第37条の14第1項第2号ロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、<u>「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で①に掲げるものを除きます。</u>）のみを受け入れます。</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する投資信託</p> <p>8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知 (2) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったものであって、（同左）</p> <p>9. 非課税管理勘定終了時の取扱い (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（上記2.（6）<u>または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。</u>）。</p> <p>9の2. 累積投資勘定終了時の取扱い (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は、当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします（上記2.（6）<u>または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きま</u></p>

旧	新
<p>1 1. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き</p> <p>(2) 申込者が、当金庫に開設された非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して「非課税口座異動届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります。 <u>（追加）</u></p> <p style="text-align: right;">以 上 (2019年 3月改訂)</p>	<p>す。)</p> <p>1 1. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き</p> <p>(2) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して「非課税口座異動届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります。 <u>なお、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に投資信託の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該異動届出書を受理することができません。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上 (2021年 4月改訂)</p>